

自治会・町内会長 各位

西区福祉保健課長

あんしんカードの更新について（依頼）

日頃より、西区政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、多くの自治会・町内会で「あんしんカード」をご活用いただき、地域での顔の見える関係づくりを進めていただいております。

今年度もあんしんカードを増刷いたしましたので、あんしんカードの更新を御希望の場合は、下記の申込方法によりお申込みをお願いいたします。

添付の「“あんしんカード”で顔の見える関係づくりを！」をご参考に、高齢者や障害者の方、その他必要と思われる方に、自治会・町内会の皆様、民生委員・児童委員の皆様、ふれあい会などの皆様からお渡しくださるようお願いいたします。

1 申込方法

(1) FAX

福祉保健課（045-324-3703）まで「配布申込書」を送信してください。※ 福祉保健課（西区役所2階27番窓口）でも受け付けております。

2 配布物

あんしんカードの他、冷蔵庫等に貼って使用できるように、クリアファイルとマグネットも併せて配布しております。

3 令和4年度「あんしんカード」の見直し

今年度より、新たに風水害時避難場所の欄やかかりつけ医等の記入欄などを設け内容を充実しました。また配布方法については、区役所、地域ケアプラザ・障害関係などの各種相談支援機関、介護保険事業者（ケアマネージャー等）などでも配布することとしました。

【参考】次のようなときには、必要となる数をぜひお申し込みください。

- 「あんしんカード」の取組を新たに始めたい
- 配布対象を広げたい（例：高齢者だけでなく障害のある方にも配布したい）
- 新規に把握した対象者に配布したい（例：70歳以上を対象にしているので、今年は新たに70歳になった方の分が必要）
- カード自体を更新したい（例：記載した情報が古いので、更新が必要）

【問合せ先】

西区福祉保健課 事業企画担当 東海、神内、小高、平野
電話番号：045-320-8437
FAX：045-324-3703

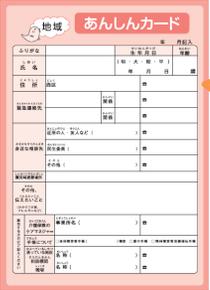
“あんしんカード”で顔の見える関係づくりを！

現在、「あんしんカード」を地域ぐるみで配布することで、「顔の見える関係づくり」を広げる取組が、多くの自治会・町内会で進められています。

今後も「あんしんカード」をはじめとした顔の見える関係づくりが、地域ぐるみの取組として広がり、継続され、一人でも多くの高齢者や障害者等と地域とのつながりが広がっていくことを目指して、一層の取組を進めていただければ幸いです。

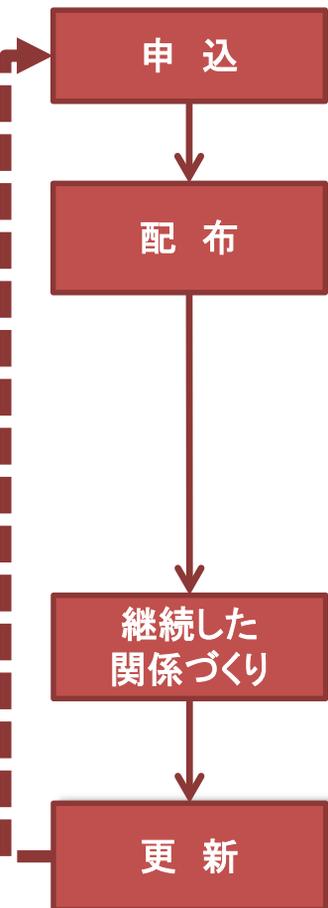
西区連合町内会・自治会連絡協議会 会長 天笠 米蔵
西区长 菊地 健次

あんしんカードとは



災害時や緊急時、駆け付けた人に必要な情報がわかるよう緊急連絡先などを記載してマグネットで冷蔵庫に貼っておくカードです。
自治会・町内会をはじめ、地域ぐるみで高齢の方や障害のある方を訪問するきっかけのツールとして活用することで「顔の見える関係づくり」に役立ちます。

あんしんカード活用の流れとポイント



自治会・町内会ごとに、申込書に所定の項目を記入し、福祉保健課にファックス等でお申し込み下さい。



高齢者や障害者、そのほか支援が必要と思われる方に、自治会・町内会の皆様、民生委員・児童委員の皆様、ふれあい会などの皆様からお渡し下さい。実際にお宅を訪問し、手渡ししたり、一緒に記入をしていただくなど工夫をしていただくと、より効果的です。

また、お渡しの際、あんしんカード表面一番下に個人情報の共有について記載があります。「誰がどのような目的で共有するか」をご説明いただき本人から署名をしていただくようお願いいたします。

あんしんカードは冷蔵庫に貼ると効果的です！

「あんしんカード」の配布を通じて、地域ぐるみで見守っているというメッセージになり、日頃からのコミュニケーションが増えるという効果が出てきます。そうした関係は、緊急時（病気で倒れた、地震、風水害などが発生したなど）にも大いに役立ちます。



継続して取り組む中で、新たな配布対象者が出てくるなど「あんしんカード」の情報の更新が必要になったりします。また「あんしんカード」の情報更新を目的に、定期的な訪問もできます。

日頃より、西区政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
地域での顔の見える関係づくりにお役立ていただいている「あんしんカード」ですが、この度、次の2点について、一部見直し等※1を行いました。
つきましては、引き続き、取組へのご理解・ご協力をお願いいたします。

※1 見直しに向けた検討を行うため、地域や関係団体で構成する「あんしんカード検討会」を令和4年6月10日(金)に開催しました。

1 記載項目について

“いざというとき”の備えとして、よりご活用いただけるよう、この度、記載項目を一部見直し、内容の充実を図りました。

現在ご使用いただいている「あんしんカード」もそのままご使用いただけますが、内容の更新等をされる際は、新しい「あんしんカード」をぜひご使用ください。

【あんしんカード（新）の見直し項目とポイント】

<ポイント>

- ① 風水害時避難場所の欄を追加 ② 欄を整理 (かかりつけ医等) ③ 計画相談(障害福祉サービス)の欄を追加 ④ 自由記載欄に「(配慮が必要なこと)」を追記 ⑤ 開館時間の修正 ⑥ 障害のある方についての相談先を追加 ⑦ 係名を追記

2 配布方法について

配布方法に関しましては、まずは従来どおり自治会・町内会地域の皆様を中心となって実施していきます。

今後は、上記に加え、区役所、地域ケアプラザ・障害関係などの各種相談支援機関、介護保険事業者(ケアマネジャー等)などでも、「あんしんカード」の意義や目的をきちんと理解した上で配布を可能とし、「地域での顔の見える関係」の更なる充実※2に取り組んでいきます。

※2 必要に応じて、配布状況を自治会・町内会や各種相談支援機関、事業者等で共有するなど、重層的な支援に向けた連携を進めていきます

【問合せ：申込先】

福祉保健課(区役所2階27番窓口)

担当：東海、神内、小高、平野

電話：320-8437 FAX：324-3703

